

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成23年9月20日

開閉会日時 午前9時33分 開会 ～ 午前10時36分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
税務課長	植田 弘志	商工観光課長	太田 明
住民環境課長	朝倉 進	農林課長	永島 洋視 (途中出席)
会計室長補佐	飯澤嘉代子	教育推進課長	土田 清司
建設課長	西原 正樹(途中出席)	教育次長	和田 茂
		下水道課長	西村 良久
		水道課長	吉田 達雄 (途中退席)
		保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 9 2 号 | 平成 2 3 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 9 3 号 | 平成 2 3 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 9 4 号 | 平成 2 3 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 9 5 号 | 平成 2 3 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 9 6 号 | 平成 2 3 年度与謝野町財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
(質疑) |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
(質疑) |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
(質疑) |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 9 号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の
一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 0 号 | 平成 2 3 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 4 号)
(質疑～表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 1 号 | 平成 2 3 年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時33分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

ちょっと時間が遅くなりましたけれども、ただいまより開会をする前に、私のほうから一部報告なりご理解をお願いしたいというふうに思います。

けさ、6時45分に大雨警報が当与謝野町にも入りました。その後、事務局長、町長等といろいろ打ち合わせをする中で、本日の本会議については開催するという事で決めさせていただきました。

その理由というのか、その手だてといたしましては、まず一つは、伊根町、京丹後市は注意報の範囲であるということ。また警戒本部につきましては、一応、このあと申し上げますけれども、設置をしていただきます。そして警戒本部に支障がないように、ここに参加をさせていただいておりますし、それから課長さん方、出席をさせていただいておりますが、もし何かありましたら、本日に議案に必要な課長だけ残っていただいて、あとは全員、警戒本部のほうに行ってくださいということも十分考えておかなければならないということです。

また、ちょこちょこ休憩をとるかもわかりません。といいますのは、気象情報が変わって来たら、その都度、町長部局のほうの対応も変わってくることもあるかもわかりませんので、気象情報を常に皆さんとともに共有をしながら会議を進めていきたいというふうに思っておりますので、私のほうからこのことについて、本日、会議を開催した理由と、今後の対応がどのように動くかわからないということで、皆さん方のご理解をとっておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日、小林議員より欠席の届が出ております。

それから、宇野会計室長より欠席の届が参っており、飯澤室長補佐が出席をさせていただいております。

なお、先ほど申し上げました対策本部のほうに西原建設課長、永島農林課長、奥野総務課長、中上岩滝地域振興課長、小池野田川地域振興課長、森岡加悦地域振興課長が、そちらのほうに参っておりますので、この席では欠席ということになります。西原建設課長については、この後、議案の内容によっては、それに間に合うように出席をさせていただく予定をしておりますので、皆さん方にお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第92号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第92号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第92号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第2 議案第93号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第93号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（井田義之） 早く座らないでください。
起立全員であります。
よって、議案第93号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第3 議案第94号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第94号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第94号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第4 議案第95号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第95号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第95号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第96号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第96号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)から、日程第8 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)、以上3件を一括議題とします。

本案についても、既に報告は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番(糸井満雄) おはようございます。

2、3点、ちょっと質問させていただきたいんですが、きょうは総務課長がみえておりませんが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

議 長 (井田義之) 副町長、町長から答えてもらいます。

14番(糸井満雄) 報告第4号についてはですね、これは100%、我がほうの責任ということなん

ですが、これは特に申し上げる必要はないんですが、第5号と第6号、これ見させていただきま
すとですね、過失割合が公用車が10%で、相手方が90%ということになっております。

内容を見てもみますとですね、二つとも共通的に、走行中に車庫から飛び出して来たというふう
になっておるんですが、車庫から飛び出してきたわけですので、公用車に、私は責任がないよう
に思うんですけれども、やはり10%の瑕疵が認められておるんですけれども、これはどんな瑕
疵があったのか、公用車に、まず、お伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうからお答えしたいと思います。

議員、お尋ねの2件目、3件目の関係でございます。

手元に示談書等を持ってきておりますが、その議員、お尋ねの、どういった事情があったとい
うあたりは、細かい記述がございません。事故の原因、状況、あるいは責任割合について、示談
の内容でございまして、詳しい内容がちょっとお答えできませんので、申しわけございません。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 総務課長がおられんで、ちょっとわからんのかもわかりませんが、やはり
議案として出されておりますので、やはりそこら辺のことはきっちり上司として把握していただ
かなければ困るわけなんで、やっぱり10%の、これ瑕疵があるわけですので、公用車に、そこ
ら辺はきちっと、私は報告していただきたいなというふうに思います。

これ以上、質問してもわからないということなので、これ以上の追及はできませんけども、そ
の辺についてはですね、今後きちっとやはり報告ができるように把握していただきたいなという
ふうに思います。

公用車が10%で相手方が90%ということなんです。衝突、いわゆる接触事故なので相手方
が13万5,000円、あるいは4万9,350円の損害を受けておるわけなんで、当方の車両
についての損害額、あるいはその第4号での損害額、この3件のですね、当方の車両の損害額は
どのようになっておるんですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 2件目の役場の公用車の損害額でございます。11万2,061円でございます。

1 4 番（糸井満雄） 60。

副 町 長（堀口卓也） 11万2,061円。

議 長（井田義之） これは相手方の損害ですよ。

1 4 番（糸井満雄） 4号、5号は。

議 長（井田義之） 公用車の損害の金額ではありません。

糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、5号のほうは11万2,061円とお聞きしたんですけれども、4号のほう
のバックして相手に損害を与えた、これも公用車として損害を受けとるはずですね。

それから、6号についても接触事故なので、これも当車両の公用車については、損害を生じて
おると思うんですが、その辺、わかりませんか。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

10時まで休憩いたします。

副町長、総務課長からしっかりと内容を聞いて答弁をお願いいたします。

10時まで休憩をいたします。

(休憩 午前 9時48分)

(再開 午前10時02分)

議長 (井田義之) それでは、休憩を閉じ本会議を再開し、専決処分の報告についてを議題とし、糸井議員の質問を続行いたします。

答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長 (堀口卓也) 大変貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

報告第4号、第5号、第6号、すべてについて、公用車の側、与謝野町の損害額を改めて訂正して申し上げたいと思います。

まず、報告第4号でございます。これにつきましては、与謝野町の公用車の損害額はゼロであります。

続きまして、報告第5号、これにつきましては、公用車側の損害額は38万3,250円でございます。

最後、報告第6号の報告でございます。与謝野町の損害額は16万2,000円でございます。

以上、一部訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

議長 (井田義之) 糸井議員。

14番 (糸井満雄) はい、わかりました。

それでですね、確認するんですけども第5号、第6号、それぞれ相手方が90%の責任があるわけなんですけど、当方の車両損害額38万3,250円並びに16万2,000円の90%の補償はしていただいておりますよね。その辺ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長 (井田義之) 堀口副町長。

副町長 (堀口卓也) 正確に申し上げたいと思います。

報告第5号につきましては、町の損害額38万3,250円、これを相手方の責任割合が90%でありますので、この38万3,250円の90%に当たります金額34万4,925円を負担するというので、示談が成立をいたしております。

それから、報告第6号につきましては、町の損害額16万2,000円の90%、14万5,800円を相手方が負担をするということで、それぞれ示談が成立いたしております。

議長 (井田義之) 糸井議員。

14番 (糸井満雄) はい、わかりました。

それで、ちょっとこれ、私、前から言うておるんですけども、これが正しいかどうか、私もちょっとよくわからないのですが、財政課長にお尋ねしたいんですけども、こういうことをなぜ聞くかといいますと、これが会計上あらわれてないわけなんです、会計上。ですから、損害額もですね、それからいただく金もですね、相手から、全然一般会計上は、会計にあらわれてないわけですね。一般会計の中に。ですから、それがあれば、私こんなことを聞かなくてもいいわけなんですけども、私は一たん一般会計に入れてですね、そこから出す、損害賠償額として。また、雑

収入としていただくと、もうそういうふうな処理はできないものなのか、今の、いわゆる保険会社ですわね、保険会社とのやりとりつつつうですわね、それでいいのかな、どうなのかなというふうには私は常に疑問に思っておるんですけども、そこら辺は企画財政課長としてどのようにお考えでしょうか。

私の考え方は間違っておるのでしょうか。今の決済方法でいいのかどうか。常に、私そういう疑問を持っておるんですけども、もう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

従来からこういう形をやらせていただいておりますのは、やはり保険会社との関係もあり、この形がいいのではないかということで、こういう形をとらせていただいているということかと思っております。ただ、議員ご質問のように、全容の金額がどうしても議案だけではわかりにくいというところが確かにあるかと思えます。

公用車側、相手方、そして、それぞれの過失割合というのがありますので、どうしても全容が見にくいところがございます。従いまして、その辺、例えば資料で補わせていただくとか、わかりやすい方法をとるということは必要かなというふうには思っておりますが、会計に入れる、入れないの関係につきましては、これまでの経過からいたしまして、このような形をとらせていただくよりないのではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 一度、研究もしていただきたいなと思っております。要するところは、事故を起こさないことが一番大切なことなんで、安全運転管理には十分にひとつ細心の注意を払って、職員の事故防止に努めていただきたいと、このことをお願い申し上げまして終わります。

議 長（井田義之） 企画財政課長に私のほうからもお願いしておきたいと思えます。

議案として出せない場合に、参考資料の中にそういうことを書いていただければ、なおいいのではないかなということで協議をしていただきますようお願いをしておきます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第4号から報告第6号を終わります。

次に、日程第9 議案第109号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思えます、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第109号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第109号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第110号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） 今回、4万3,700メートルという長い延長でフェンスが張られることになりました。今回、一般会計の補正で1,995万円ですね、これが町の上乗せ分20%として補正に上がっております。

8カ所のうち1番から6番までと、それから7番、8番が地元負担金町上乗せ分とも違うような気がします。事業内容が。この二つの事業ですけれども、それぞれ事業概要を教えてください。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

お手元のほうに資料をお配りをさせていただいておりますので、それを見ていただきながら、事業費の内訳書を見ていただきたいというふうに思います。

1番から6番までが補助区分というところで、①ということでもらせていただいております。

それから7番、8番が②ということで、補助事業としては同じ補助事業ではあるんですが、その内容が少し違っております。それで下のところに書いておりますが、補助区分①につきましては、従来、材料のみの補助となっておりますが、この国庫の補助事業につきましては、施工手間に対しても補助対象となっておりますということで、材料費と施工手間の50%が国庫補助対象となっておりますということです。それで、そのほうにつきまして、町は20%の上乗せ補助をしておるということでございます。

それから、7番、8番につきましては、補助区分2ということでも表示をさせていただいておりますが、これは国のほうの制度としまして、材料費だけであれば施工は地元で自力でやっていただくということが条件になりますが、その場合ですと、メートルに2,300円という上限はあるんですが、全額国庫の負担でやっていただけるという事業になっております。

その辺につきましては、地元のほうに説明をさせていただきまして、地元のほうで選択をさせていただいた結果が、こういう状況になったということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） ①と②の今、説明をいただきました。①については資材費の7割と、町の上乗せ分乗せてですよ。7割とそれから施工費の、いわゆる50%が補助対象になると、施工費の7割、資材費の7割と、そうすると、この中にも施工費も含まれていると、この一覧表の中にとというように考えたらいいんですか。

参考単価として、メートル3,500円あるわけですけど、これ施工費ですね。両方ですか。両方にしても、我々のやっているのと、かなり高額になるんかなというふうに思うんですけど

も、大体、今までフェンスが張られておりますけれども、資材費プラス施工費で大体3,500円ぐらい、3,000円から3,500円ぐらいというふうなのが普通でしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

昨年度、滝金屋地域、それから香河地域で同じような事業を取り組んでいただきました。その結果につきましては、大体2,600～700円程度の施工費で、材料費込みで済んだんではないかというふうに思っておりますが、とりあえず今回につきましては、予算上、不足をするということがあってはならないというふうに思っておりますので、少し余裕をみさせていただいて、予算を組ませていただいたということです。

当然、事業を実施する中で、見積もり等で、これから十分価格を下げていくという努力をさせていただくということになると思いますので、この額以内で十分、施工はできるのではないかとというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今回、相当な延長です。今まで、そのフェンス、あるいは獣害対策については、一定の予算枠、国にしても、京都府にしてもそうですけれども、その枠内で予算配分されるわけですね。ですから、あまり予算が要望どおりつかないと、あるいはつきにくいというふうなことを今までは聞いておりました。今回の延長が地元要望100%満たしているかどうかともわかりませんが、この大きな事業というのは、なぜ今回こういう形で施工すると、設置をするというふうなことになったのでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

昨年度まで実施をさせていただきました有害鳥獣の防除施設といえますのは、京都府の補助事業をベースにして取り組ませていただいたということでございまして、今回、補正予算をお願いをしております、この事業につきましては、国の23年度限定の野生鳥獣被害総合対策事業という国庫補助事業でございます。初めて取り組ませていただくということになったわけです。

これは23年度限定の事業ということで、国のほうでも予算をつけられまして、京都府も大きな事業費の枠を確保されたというふうに聞いておりますが、当初は特定作物、いわゆるソバ、大豆等を守る、そういう施設でなければならないというような条件がついておったために、当町ではなかなか実施が難しいということで実施を見送ってきた経過があります。そういう中で、その条件が緩和をされて撤廃をされたということが、この3月以降ぐらいにわかりまして、それで、できるだけこの事業を実施したいというふうに思っておったわけですが、もう予算の、京都府のほうの配分が、もう既に済んでおったというような事情がございました。そういう中で、ほかの市町村で入札の請負減が期待をできるということで、京都府のほうから連絡をいただきまして、事業の再要望調査をさせていただいたということです。その結果として、要望を出していただきました八つの地域すべてに全額100%事業ができるという結果になったということで、8月の末によろやく、そのことが判明をしたということでございまして、今回の補正予算は、追加で、そういったことからお願いをしたという経過があるということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 説明の中でもあったかもわかりませんが、今回、資料の中に野生鳥獣被害対策運営協議会の名簿が載っています。これと事業の関係を教えてください。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

今回、資料の中に与謝野町野生鳥獣被害対策運営協議会委員の名簿をつけさせていただいております。町長の補正予算の説明をさせていただいたと思いますが、今回の、この国庫補助事業の事業主体につきましては、この協議会が事業主体になってやらせていただくということで考えておるといってございます。といいますのは、1点目は、これは国庫の補助事業ですので、当然、会計検査の対象になる事業ということでもありますので、今までのように地元が事業主体になってやっていただくということを一つ飛び越えて、町が十分、事務的にもチェックをさせてもらうような、そういう体制をとる必要があるというのが、まず1点です。

もう1点は、有吉議員の一般質問の答弁の中でも少しお答えをさせていただいたというふうに思いますが、資金の余裕がない、そういう農事組合だとか、あるいは区だとか、そういうところにもできるだけ、今後、事業を取り組んでいただきたいという思いがありまして、資金の貸付制度がとれるような方向を考えております。

具体的には、JAさんのほうから7割分の一時的な運転資金、それから3割分の自己負担金、これについて貸し付けをしていただけるということがほぼ大体、固まりました。そのためには、JAの理事さんに、そういった協議会に入らせていただいて、JAも一人の執行者であるというようなことであれば、貸し付けがしやすいということがありましたので、今回、その二つの点からして、この協議会が事業主体になってやらせていただくことにさせていただきたいというふうに思っています。これはあくまで自治区だとか、農事組合だとか、集落全体で取り組んでいただくような施設の国庫事業のみを協議会でやらせていただくということでございまして、従来からやっております2戸以上の施設につきましては、従来どおり個別の農業団体のほうで取り組んでいただくということで考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今まで取り組んできました、その獣害対策、フェンスの事業ですけれども、資材費で7割補助をいただいております。地元が30%負担です。それから、施工費については100%地元負担で設置をすると、こういう形で進めてきたのが、きょうまでの獣害対策といえますか、フェンス事業であったというふうに思っています。

今回、施工費にも補助が出ると、あるいは資材費は100%公費で持つと、こういう制度がことしに限りというふうなことであったわけですがけれども、今までの事業とのいわゆる整合性ですね、住民の皆さんや農業者の皆さん、地域の皆さんは、国の補助があろうが、なかろうが京都府がどこだろうが、そんなことは関係ありません。どれだけ我々が負担したかということが、大きなやっぱり焦点といえますか、そういうことになるというふうに思いますので、その整合性についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今田議員さんがご指摘のように、昨年度、それ以前に整備をされた施設につきましては、ご指

摘のとおりだというふうに思っております。しかし、現在の、この非常に有害鳥獣の対策が問題になる中で、いつまでもその水準、従来の水準で事業をやっていたということが行政として、対策をより進めていくことになるのかどうなのかという点で判断をさせていただいたということでございますので、今回の非常に有利な内容、前回からいけば去年までの事業からいけば、非常に一歩も二歩も前に行ったような内容になっておりますが、それについては、非常にこれだけ問題になっておる事業ですので、町長や、それから財政当局と十分協議をさせていただき中で、町としても、もう一歩踏み込もうということで決断をさせていただいた結果だというふうに思っておりますので、その辺につきましては、従来、取り組んでいただきましたところには申しわけないというふうに思いますが、そういうことでご理解が賜りたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 確かに獣害対策を前進させるという意味では、課長が今おっしゃったことはよくわかるんですが、それが2年も3年も、あるいはもっと以前に、そういう対策に取り組んで、今回の制度と違うということであれば、それはそうかなというふうな思いもありますけれども、去年取り組んだという地域もあるわけですね。去年は、今申し上げましたように資材の30%、施工費は100%地元がすべて持っております。

ことしになったら、いやいや施工費も補助がありますよと、資材費は100%持ちますよというの、なかなかこれは地域の人や住民の皆さんは納得がしがたいんかなというふうに思いますけれども、住民の皆さんへの説明はどのようにされるんですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

特にきょうまで取り組んでいただきました滝金屋地域、香河地域に特別に説明をするというふうなことは考えておりませんが、この事業に取り組むに当たりましては、その三つの農事組合も含めて事業の説明をさせていただきまして、こういった一歩も二歩も踏み込んだ形で制度を考えておるので、ぜひとも協力をお願いしたいということをお願いをさせていただきました。

その中では、そういう思いもあったのかもわかりませんが、特にそういう大きな異論も出ずに、積極的に町のほうもやっていくべきだという意見もいただいておりますので、その辺では理解をいただいておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 特に説明することはないということですが、農林課等への問い合わせというのものもあるかなというふうに思います。そういったときには十分丁寧に説明をしていただきたいというふうに思っています。

それから、今後のことについて伺います。今後は、今回、手当てをされたような、いわゆる選択制で、地域がどちらか選んでくださいという形で要望があった地域には手当てをすると、事業展開するというふうなことでいいんですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

この件につきましては、塩見議員さんの一般質問の中で、同じようなご質問があったというふ

うに思っております。それで、この事業につきましては、まずは23年度限定の国の国庫補助業ということになっておりますので、来年からはないということになっております。ただ、非常に有利な事業ではありますし、引き続いて事業実施をしていただくように、町のほうとしてはお願いをしていきたいというふうに思っております。

ただ、そういっておきましても、国のほうで23年度限定の事業ということで、24年度からはなくなるということも当然、考えられるというふうに思っております。その際につきましては、この内容と同じことにさせていただくかどうかというあたりは、まだ、これから検討はさせていただかんなんというふうに思っておりますが、この補助水準につきましては、これをベースにして、来年度以降の補助事業が変わるとしても、新しい事業を組み立てていく、あるいは町の補助金を上乘せをしていく、そういう方式で整合性を図っていく必要があるというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） これをベースにして、新しい制度も考えたいというような答弁だったと思いますが、一たんこういった形で地元負担が決まりました。これをまた、来年、元に戻すというのは、それはもう理解が得られません。今の水準で次の要望のある地域、そういったところにはフェンス事業を進めていただきたいというふうに思っております。ぜひこのことは十分庁舎内でも検討いただくようお願いいたします。以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第110号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第110号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第111号 平成23年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第111号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第111号 平成23年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決することに決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会をいたします。
次回は、9月26日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。
お疲れさまでした。
(散会 午前10時36分)